

研修参加報告書

平成 30年 6月 6日

会 派 名 日本共産党江南市議員団
会派代表者 森 ケイ子
参加者 東義喜 掛布まち子 森 ケイ子

研修参加の結果について、次のとおり報告します。

①

年月日	平成 30年 5月 26日 (土)
研修時間	13時05分～15時10分
研修場所	埼玉県さいたま市 さいたま共済会館 602号室
研修内容	公務公共サービスの産業化、「地方創生」政策下の地方自治体の 現状と展望 講師 中山 徹 (奈良女子大学大学院 教授)

②

年月日	平成 30年 5月 26日 (土)
研修時間	15時30分～17時30分
研修場所	埼玉県さいたま市 さいたま共済会館 602号室
研修内容	安倍政権下の地方財政と政策分析 講師 平岡和久 (立命館大学)

③

年月日	平成 30年 5月 27日 (日)
研修時間	9時15分～11時55分
研修場所	埼玉県さいたま市 さいたま共済会館 601号室
研修内容	会計年度任用職員制度の創設と地方公務員の働き方 講師：黒田 兼一 (明治大学教授)

研修参加報告書

①

年月日	平成 30年 5月 26日 (土)
研修時間	13時05分～15時10分
研修場所	埼玉県さいたま市 さいたま共済会館 602号室
研修内容	公務公共サービスの産業化、「地方創生」政策下の地方自治体の現状と展望 講師 中山 徹 (奈良女子大学大学院 教授)
■目的 安倍政権の「公務公共サービスの産業化」戦略などのもとで、自治体の役割が変質させられるのではないかと危惧を覚えていた。今回のセミナーの内容は、そうした課題解決になると思い参加を決めた。	
■内容 1、国土、地域、コミュニティの再編 I、政府が進めようとしている国土と地域の再編は、人口が大幅に減っても、多国籍企業が国際競争に勝ち残るため、抜本的に造り替えることになった。同時に人口減少下で大手建設業、不動産業、鉄鋼業などの儲けを確保するということも重要な目的になっている。 II、再編の具体的内容である国土形成計画の最大の目的は、首都圏の国際競争力強化にある。国家戦略特区などを活用した規制緩和、東京オリンピックまでに整備するインフラ整備などで、東京を国際競争に勝てる大都市に造り替えようとしている。さらに、日本全体では人口が減っても首都圏では一定の人口を確保しようとしている。まず首都圏が国際競争に勝ち残らなければならないという発想。ただし、東京都の人口は1375万人であるが、アジアではすでに2000万人を超える大都市が三つある。そこで、東京から名古屋、大阪までリニアを通そうとしている。鉄道で1時間で結ばれると、三つの都市圏が一つの大都市圏になれる。人口5000万人の大都市圏が誕生し、政府はこれをスーパーメガリージョンと呼び、国土改造のポイントにしている。 III、地方の再編は、人口が大幅に減っても生き残れるような地域に再編しようとしている。その具体的な内容は二つあり一つはコンパクトである。人口が減るにもかかわらず、大きな市街地を維持するのは財政的に大変だから、人口減少に見合った市街地の縮小を進めようとしている。立地適正化という制度が作られ、多くの市町村がこの立地適正化計画を策定中である。これが地方再編のハード施策である。 もう一つは連携である。個々の自治体の取り組みでは、人口が大幅に減っていく中で生き残れない。だから合併ではなく、圏域内で自治体同士が連携すべきだ	

としている。具体的には連携中枢都市圏、定住自立圏という制度がつくられている。経済対策は中心市に集中し、中心市活性化の効果を周辺自治体も享受しようとしている。また、人口が減り財政的に厳しくなる周辺自治体は介護保険や義務教育を中心市に依存するという考えである。これが地方再編のソフト施策である。

IV、都市、農村を問わず進んでいるのはコミュニティの再編であり二つの内容で進んでいる。一つは公共施設の再編である。人口が減り財政的にも厳しくなるため、行政サービスの供給拠点である公共施設を減らす「公共施設等総合管理計画」が策定され、施設の統廃合や民営化の導入を進めようとしている。これがコミュニティ再編のハード面である。

二つ目はコミュニティ組織の再編である。団塊の世代が後期高齢者になる 2025 年に向けて介護保険に代わる受け皿が必要として、地域での助け合い互助組織としての地域コミュニティへの期待が高まっている。しかし、地域活動の担い手は高齢者が中心で介護保険から外された人の受け皿にはなれない。そこで、従来の町内会などだけではなく NPO や企業をいれて、互助組織になれる新たなコミュニティ組織を作ろうとしている。これがコミュニティ再編のソフト面である。

2、自治体の動向と地域の状況、

I、政府の再編が進む中で自治体も変わりだしている。その一つは開発型自治体の増加と暴走である。先に紹介したコンパクト化を進めると言っても市街地の縮小ではなく、中心部の再開発、公共施設を統合し大規模な施設を新設する動きである。開発型自治体では市民向け予算の削減が避けられず、市民生活の低下が直接引き起こされる。

II、もう一つは歳出削減型自治体の迷走である。ひたすら市民向け予算や人件費を削減している自治体である。結局地域経済の低迷につながり、税収の減少→財政悪化→歳出の削減→地域経済の低迷→税収の減少という悪循環にはまり込み展望がなくなる。

3、市民共同自治体の政策

いま自治体政治で望まれているのは、政府が進める再編と開発型自治体や歳出削減型自治体に対して明確な対抗軸を示す新たな共同を築き、新たな市民共同自治体を創ることである。

I、地域全体の経済循環をどのように形成するのか、地域で雇用をどのように確保するのか、事業所間の連携をどのように進めるのかなど、そのようなことを真剣に考えるべきである。再開発をすればなんとかなる、企業誘致によって雇用を維持する、そのような考え方から脱却し、地域経済と雇用のあり方を自治体が考えるべきである。

II、医療・福祉予算の多くはその地域で循環し、地域経済に優れた効果をもたらす。医療・福祉分野で安定した雇用を確保することは自治体の雇用政策にとっても重要である。

III、地域で少子化対策を進めるために、保育所、幼稚園、学童保育などは子育て環

境を整備する上で要となる。少子化対策を重視しなければならないときに、そのような施設を廃止、統合することは避けるべきであり、民間に委ねることも慎重に。

全国で出生率が最も低いのは東京都である。その東京都に若者が集中している状況を変えなければ少子化対策は失敗する。Iとも関係するが、地方で若者の雇用を確保し、地方で若者が住み続けられるようにすべきである。

4、国土、地域、コミュニティ再編の展望

I、首都圏への一極集中の政策はやめるべきであり、首都圏のインフラ整備や人口集中で引き起こされる予算を計画的に地方で使うようにすべきである。また、首都圏で進めている規制緩和をやめるべきであり、地方で地域経済の活性化を進め、安定した雇用を作り出すべきである。特にエネルギーと食糧は国にとって最も重要な資源であり、自給率を高め、そこで雇用を確保し、そのような雇用は地方で多く発生するので政策の重点にすべきである。

II、政府が進める立地適正化計画によるコンパクト化は市街地の縮小と同時に、中心部への公共施設、商業施設などの集中も意味している。そうではなく、日常的に利用する公共施設は日常的な生活の範囲内に整備すべきである。都市計画で日常的な生活の範囲という場合、小学校区もしくは中学校区を意味し、一般的には日常生活圏と呼ぶ。この圏内に子育て施設、高齢者施設、障害者施設、社会教育施設、公園、コミュニティ会館等が整備されている地域は住みやすくなる。

III、子育て支援、防災・防犯、高齢者介護・見守り、まちづくりなど様々な分野でコミュニティの果たす役割が増している。

コミュニティ組織と行政は地域の諸問題を解決する両輪である。どちらか一方が欠けるとスムーズに進まない。効率的な行政を作るのに必要なのは民営化ではない。民営化は地域を破壊する。効率的に地域の諸問題を解決するためには、行政の権限をできるだけ地域に移し、行政職員と地域住民が議論しながら、地域諸問題の解決に向かえるようにすべきである。行政が非効率的なのは住民と地域から遊離しているからである。民営化ではなく、行政の地域化を進めるべきである。

将来的には日常生活圏に行政の出張所を配置すべきだろう。そこに高齢者担当職員、子育て支援担当職員、社会教育担当職員、まちづくり担当職員など数名を配置し、日常生活圏内の住民組織と議論し、公共施設と密接に連携しながら施策を展開すべきである。

■所感

今後の地方自治体のあり方を考える上で、地域経済の活性化を進める手法が具体的に提起されたことを生かしていきたいと思った。またコンパクトシティの方針が市でも示されてきたが、そうした方向ではなく、小学校区単位で地域エリアを設定し、その中に日常生活に必要なものを配置していく「まちづくり」の実現に向けて努力していきたい。

研 修 参 加 報 告 書

②

年月日	平成 30年 5月 26日 (土)
研修時間	15時30分～17時30分
研修場所	埼玉県さいたま市 さいたま共済会館 602号室
研修内容	安倍政権下の地方財政と政策分析 (講師：平岡和久 (立命館大学))
<p>■目的</p> <p>公共施設再配置計画や、リノベーションビジョン (第8次行革大綱) など公共事業の民営化、産業化が進行しているもとで、全国的な動きと、公務労働の役割について改めてしっかりととらえておきたい</p> <p>I、今年度の地方財政計画のポイントが紹介され、国と地方の財政動向、政府予算と経済・財政再生計画の課題が報告された。そして、総務省による地方行財政改革推進、経済効果、地方税制の動向として、地方消費税の清算基準見直し、基礎控除等の見直し、たばこ税の税率引き上げ、森林環境税の創設を紹介。</p> <p>II、地方からの人口移動が少子化に拍車をかけているとし、地方からの人口流出先が3大都市圏、とくに東京圏が多いとされ、その東京での超低出生率が人口減少に繋がっているとの分析。</p> <p>III、全国で進められている「公共施設等総合管理計画」の動向が示され、財政的な観点から施設の削減、統合が議論されているが、公共性の基準の観点からの評価が必要と指摘をされた。</p> <p>IV、地方交付税におけるトップランナー方式の問題点として、民間委託等の業務改革が推進され、自治体の行政経費が抑制されれば、2019年度以降のマクロの地方財政計画に反映され、地方一般財源総額の削減につながる恐れがある。特に、窓口業務の委託に向けた取り組みを強化。2019年度の導入を視野に検討。</p> <p>V、公務公共サービス産業化の評価を行う場合、公共性の担い手 (実施主体) の観点 (権力性、人権保障、行政専門性) から公務公共サービスの産業化を評価することが必要である。例えば、窓口業務においては、直営の場合、税務における滞納対応を福祉部署につなげるといった、現場レベルの自治体職員の権力性と人権保障の観点を踏まえた裁量性が発揮できる。等</p> <p>窓口業務の民間委託に関する調査によれば (2015年)、窓口25業務において、民間活用のメリットとして、①1定数削減、配置転換 ②業務量増大への対応、③接客の向上、が上げられるが、課題として、①個人情報取り扱い ②経費削減の効果が無い ③業務の切り分けが困難 等が指摘されている。</p> <p>■所感</p> <p>公務労働の原点 (憲法15条) に立ち返って、行革による、非正規化や民間委託の問題に取り組む必要性を強く感じた。</p>	

研修参加報告書

③

年月日	平成 30年 5月 27日 (日)
研修時間	9時15分～11時55分
研修場所	埼玉県さいたま市 さいたま共済会館 601号室
研修内容	会計年度任用職員制度の創設と地方公務員の働き方 講師：黒田 兼一 (明治大学教授)
<p>■目的</p> <p>2017年4月。会計年度任用職員制度が導入され、来年にも条例制定が必要と 言うことで基本的な制度とその問題点を学習するため、この研修会に参加した。</p>	
<p>■内容</p> <p>働き方改革とは何か＝「同一労働同一賃金」「長時間労働の解消」をうたっている が、真の狙いは、「働かせ方」の問題である。</p> <p>実際に ①必要な人材は、他社から借りる＝派遣、 ②解雇しやすく安価な人材活用＝非正規雇用 (労働者の4割) ③「役に立たない」者は＝追い出し部屋 ④賃金は、自己責任・成果主義、 ⑤労働時間管理も自己責任＝裁量労働制 ⑥能力開発も自己責任と 人事労務管理の自己責任化、人事管理の放棄が 進行している。</p> <p>公務員に至っては、憲法で明記されている「すべての公務員は、全体の奉仕者であ って一部の奉仕者ではない」の基本が崩されてきている。</p> <p>それは、公務の市場化・民営化を推進し、公務員の定数削減・指定管理者制度の 導入等公務労働・業務の切り捨てが進行し、2000年代初頭の公務員制度改革大 綱 2014年人事評価制度の義務付け (地方公務員法) 2017年「会計年度 任用職員」新設につながっている。</p> <p>人事・処遇に市場原理を導入し、経済性と効率性を追求するあまり「全体の奉仕 者」としての公務員像からの逸脱が進行している。</p> <p>会計年度任用職員制度は、2017年5月に公布し、2020年4月に施行される。</p> <p>その背景には、①非正規職員の増加 ②非正規職員が重要な仕事を担っている。 ③現行法の任用に合わない運用が見られる。ことから、法改正して新しい非正規の 枠組みを作る必要が出てきた。</p> <p>この制度の問題点として、1)「全体の奉仕者」としての公務労働からの逸脱。</p>	

2) 「任期の定めのない常勤職員を中心とする」原則に抵触し、正規職員は、「組織の管理、運営の業務や、財産の差押え、許認可等の権力的業務」等の「管理者」に限定し、それ以外は、民間委託と非正規職員という構想になっていく。

この制度の導入によって、職員には、一般職に（任期の定めのない常勤職員、任期付き職員、再任用職員）があり、短時間勤務の職に（任期付き短時間職員と再任用短時間職員）がいて、特別職に（フルタイムとパートタイムの会計年度任）と複雑な任用形態となり、無期雇用への道も閉ざされてしまったことになる。

この制度の2020年度の施行を前に来年4月か6月には、全国で条例改正が必要になってくる。

現場からの報告として、自治労連埼玉県本部の問題提起が参考になる。

- まず非正規の実態把握と、非正規職員の不満や要求をつかむことが必要。
- 11種もの複雑な任用制度について、「住民サービスの質の向上」「労働者の権利＝任用の安定と労働条件の向上」を基本に多様性の保障を求めていくこと。
- 賃金制度と水準。
 - 1) 原則は、正規と均等待遇
 - 2) 会計年度フル＝月給制・給料表＋手当は、自治法204条全適用。
時給・日給制では、休業日の多い月などで差が出る。
 - 3) 10数年も反復任用更新しても加算のない賃金体系の見直し。
- 社会保険の適用など社会保障や、労災・福祉制度の適正化。
- 研修や会議参加の保障。

■所感

現実に非正規職員が、公務労働の中枢を担い、住民貢献しているのが実態である。労働者としての当然の権利と給与、研修の機会を保障していくのは当然であり、正規雇用への転換を求めていくとともに、会計年度任用職員制度の制定に当たり、さらにこの制度の問題点を学習し、条例制定に向けて準備をしていかなければならないと痛感した。